

中国最新法律 Newsletter

Vol.16



Contents

1

人事・労務

「長江デルタ地域における派遣労働者の適正雇用に関するガイドライン」と労務派遣のコンプライアンス



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第14回
～中国における化粧品の表示・広告規制～



3

新法紹介

公布済の新規法令

- 1 「中華人民共和国婦女權益保障法」改正
- 2 「個人商工業者發展促進条例」
- 3 「外商投資奨励産業リスト（2022年版）」
- 4 「新型コロナウイルス感染症予防制御措置の更なる最適化、疫病予防制御作業の科学的・的確な実施に関する通達」



4

中国からの風便り

健康コード黄色事件



5

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



「長江デルタ地域における派遣労働者の適正雇用に関するガイドライン」と労務派遣のコンプライアンス



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 陳 霄翔

PROFILE

一、はじめに

2022年7月18日、江蘇省、上海市、浙江省及び安徽省（以下「3省1市」という）の人的資源・社会保障庁は共同で、「長江デルタ地域における派遣労働者の適正雇用に関するガイドライン」を公表した（蘇人社発【2022年】89号、以下「適正ガイドライン」という。）。

「適正ガイドライン」は、「労働契約法」、「労働契約法施行条例」、「労務派遣暫定規定」¹等の規定や長江デルタ地域における労務派遣の実務も踏まえ、労務派遣のコンプライアンスに関する事項について細かく規定する。

「適正ガイドライン」は全国規定ではないが、当該3省1市の労働行政部門により共同で公表されていることを考えると、少なくとも同地域における関連行政分野の法執行部門（以下「法執行部門」という。）は、労務派遣分野における法執行の中で当該ガイドラインを参照することが予想される。3省1市には多くの日本企業が進出していることから、今回のニュースレターでは、「適正ガイドライン」の中でもコンプライアンスに関わる内容について、中央政府や上海市の関係規制も加味して紹介する。

二、「補助的」な職位に関する規定の詳細化

「労務派遣暫定規定」第3条には、使用者は臨時的、補助的又は代替的な業務職位においてのみ被派遣労働者を使用することができる、と規定されている。この中の補助的な業務職位とは、主たる業務職位のためにサービスを提供する、すなわち主たる業務職位ではない職位という。使用者が、被派遣労働者を使用する補助的な業務

職位を決定する際には、従業員代表大会又は従業員全員が議論して具体案と意見を出し、労働組合又は従業員代表との平等な話し合いを経てこれを確定した上で、使用者の社内に公示しなければならない。

上記の規定をベースに、「適正ガイドライン」では、業務職位の決定について以下のポイントを強調している。

（1）使用者は、補助的な業務職位の一覧を作成して、従業員代表大会又は全従業員による議論に付さなければならない。（2）上記の民主的な手順を経ず、何らかの争いが生じた場合は、使用者は自己に不利な法的リスクを負う。（3）国家と人民の生命の安全に関わる重要な業界、秘密や核心的技術に関わる業務職位には直接雇用の方式を採用するものとし、労務派遣を用いてはならない。

「適正ガイドライン」が、「使用者は、補助的な職位の一覧を作成する」という点に重きを置いていることを鑑みれば、今後、法執行部門が労務派遣の可能な業務職位を認定する際には、業務職位に関する一覧の提供及び民主的手順を経ることを使用者に求める可能性が高い。そのため、現状、自社で労務派遣を使用している使用者、又は使用を予定している使用者は、「適正ガイドライン」に沿った業務職位に関する準備を行うことが必要となる。

三、労務派遣の雇用割合の計算に関する規定の詳細化

「労務派遣暫定規定」第4条には、使用者は被派遣労働者の人数を厳格に制限しなければならない、使用する被派遣労働者の数は、使用者が使用する労働者総数の10%を超えてはならない、と規定されている。使用する労働

¹ 人力资源社会保障部令第22号、2014年3月1日施行。

者総数とは、使用者との間で労働契約を締結している人の数と使用者が使用している被派遣労働者の人数の和をいう。

上記規定の中で、雇用割合が10%を超えないという内容について、「適正ガイドライン」では以下2点の新しい方針が打ち出されている。

(1) 「グループ会社は、その傘下企業について個別に雇用割合を計算するものとし、グループ全体でまとめて計算してはならない。」

このように、グループ会社がその傘下企業と労働契約を締結している人の数をまとめて計算できないとすると、企業は自社単体の労働者数で雇用割合を計算する必要があるため、グループ会社又はその傘下企業の一部については、労務派遣を使用できる労働者の人数が減る可能性がある。

(2) 「企業が業務の一部を他の事業者（単位）に外注しているが、外注先業者の労働者が、外注元企業の生産経営場所において当該企業の施設・設備を使用し、かつその手配に従って労働を提供している場合又は当該企業の名義で労働を提供している場合、及び名目としては企業間における業務の外注であるが、実質的には労務派遣である場合には、その労働者の人数を当該企業の雇用割合の計算に算入する。」

このように、もし使用者に「形だけ外注、中身は派遣」といった現象が存在するのであれば、外注された業務に従事する労働者は、実態に即して、労務派遣の労働者として雇用割合を計算される。これは、目下、外注サービスを大量に利用している業界又は各種の補助的な業務職位に外注サービスを利用している大手企業にとっては、外注名目を利用した労働者の受入れについて従来よりも高いコンプライアンスのための要件を求められる。これについて「適正ガイドライン」では、労務派遣と労務外

注の区分についても言及している。両者は主に、i) 使用者の資格、ii) 職位の要件、iii) 法律関係、iv) 支配と管理、v) 業務成果の評価基準、vi) 法律の適用等という6つの面²⁾で区別されるとした上で、特に「労働者が外注元企業の指揮管理を受け入れ、当該企業の手配に従って労働を提供しているか、又は当該企業の名義で労働を提供していれば、労務派遣であると認定されることになるだろう」と強調している。これらの内容は、使用者が自社における外注労働者の使用が労務派遣であると認定されるリスクを判断する際の参考になるといえる。

弊職らが中国の民間データベースを使って「雇用割合」というキーワードで行政処罰事例を検索したところ、広東省東莞市と北京市で各1件ずつ、使用者の労務派遣が全従業員の10%を超えていることを理由に処罰を受けたという行政処罰事例が見つかった。このように、使用者が「雇用割合の不適合」を理由に行政処罰を受けることは、実務としてはまだ稀有であるといえる。しかし「適正ガイドライン」で具体的な規定や基準が提示されたことを考えると、今後、長江デルタ地域の法執行部門が、傘下企業を持つグループ会社や業務の外注サービスを利用している企業に対して調査や摘発を実施する可能性もある。そのため、傘下企業を持つグループ会社や業務の外注サービスを使用している使用者は、「適正ガイドライン」に従って自主的に検査を行い、労務派遣の法定雇用割合を超過していないか確認した上で、必要に応じて相応の措置を講じておくべきである。

四、使用者が直面する恐れのある法律リスクの提示

(1) 労務派遣業者の選定に関するリスク

「適正ガイドライン」では、「使用者が『労務派遣経営許可証』を取得していない労務派遣事業者と業務提携して、『労務派遣契約』を締結している場合、使用者に

²⁾ 労務派遣と労務外注は主に以下の点において区別される。

1. 主体について：労務派遣業務の経営には一定の資格が必要であり、「労務派遣経営許可証」を取得してからでなければ労務派遣業務を経営することはできない。労務外注の関係においては、外注する項目が国家の規定する特別許可の内容に関与しない場合は、行政許可の手続きは必要なく、資格に関して特別な要件もない。

2. 職位に関する要件について：労務派遣による労働者の使用は、臨時的、補助的又は代替的な職位においてのみ実施できる。労務の外注には職位について特別な限定や要求はない。

3. 法律関係について：労務派遣は関係が3者に及ぶ。労務派遣業者と使用者との間の労務派遣契約関係、労務派遣業者と被派遣労働者との間の労働契約関係、使用者と被派遣労働者との間の実際の使用関係である。労務外注は2者間の関係である。発注者と請負業者との間の契約関係、請負業者と労働者

との間の労働契約関係である。

4. 支配と管理について：使用者が被派遣労働者の日常的な労働について指揮管理を直接行い、被派遣労働者は使用者の規則制度により管理される。労務外注の発注者は、労働者の指揮管理には関与せず、請負業者が労働者に対する指揮管理を直接行う。

5. 業務成果の評価基準について：労務派遣においては、使用者は労務派遣業者から派遣される労働者の人数、業務の内容及び時間等、被派遣労働者と直接関係する要素に基づいて、労務派遣業者に対してサービス料を支払う。労務外注関係においては、発注者は外注業務の完成状況に基づき、請負業者に対して外注費用を支払う。請負業者が使用する労働者の人数、作業の時間等とは直接関係しない。

6. 法律の適用について：労務派遣には主に「中華人民共和国労働契約法」「労務派遣行政許可実施弁法」「労務派遣暫定規定」が適用される。労務外注には主に「中華人民共和國民法典」が適用される。

は、被派遣労働者との間に労働関係が存在すると認定される法的リスクが生じる恐れがある。」と指摘されている。

弊職らが知る限り、上記のように使用者と被派遣労働者の間の労働関係まで認定する内容は「適正ガイドランス」が初めてである。このような内容としたのは、使用者の法的責任を重くすることによって、使用者が労務派遣業者の経営資格を詳細に事前審査するよう促すことが目的であると考えられる。同時に、「適正ガイドライン」の制定者は、経営資格を備えていない労務派遣業者では労働者の權益を保証できない恐れがあることを考慮して、労働者の權益の保護という観点に立って、使用者と労働者との間の労働関係を認定しようとしていると考えられる。

しかしながら、このような内容は、第一に、上位法の根拠が明確ではないこと、第二に、労務派遣会社の経営許可証の欠如を理由に被派遣労働者と労務派遣会社の間の労働契約の効力が無効とは直ちに言い切れず、もし「適正ガイドライン」のように被派遣労働者と使用者との間に労働関係が存在すると認定されると、却って中国の労働法規で禁止する二重の労働関係を生み出すことになってしまうことから、弊職らとしては、今後の議論を待つ必要があると考える³。

(2) 労務派遣業者に対して、労働者のために社会保険に加入するよう促していないことのリスク。

「適正ガイドライン」には、「労務派遣業者が労働者を使用する場所の所在地で保険に加入しておらず、使用者が督促義務を履行することなく、……、被派遣労働者が社会保険給付を享受することができなかった場合、労務派遣業者と使用者は連帯責任を負うことになる恐れがある」と示されている。

上記の内容に関しては、「労働契約法」第92条第2項には、使用者が当該法令の労務派遣に関する規定に違反し、被派遣労働者に損害を与えた場合は、労務派遣機関と使用者が連帯して賠償責任を負う、と規定されている。従って、「適正ガイドライン」の上記の内容については、

使用者が労務派遣業者に対して労働者のために社会保険に加入することを促さず、労働者が社会保険給付を享受できないという損害を被るに至った場合、本来であれば、使用者は連帯責任を負うことになる「恐れがある」のではなく、連帯責任を負わなければ「ならない」と定めるべきではないかと思われる。

五、「適正ガイドライン」のその他の内容についての検討

(1) 被派遣労働者の労災保険給付

被派遣労働者が業務上負傷した場合について、「適正ガイドライン」では、「使用者は労災認定の確認・調査作業に協力しなければならない」とだけ示されている。これに対して、上海市の規定⁴では、使用者は、労災認定の調査・確認作業以外にも、規定に従い、使用者が支払うべき労災保険給付及び変動費等、労災保険に関する責任を担わなければならない、と定めている。従って使用者としては、被派遣労働者の労災保険給付について、それぞれの所在地の地方規定に従い、自身の責任の範囲を定めるよう勧める。

(2) 被派遣労働者の経済補償金の計算

経済補償金の計算について、「適正ガイドライン」に示されている内容は、基本的に「労働契約法」と一致している。しかしながら、実務においては、補償対象の勤続年数の計算及び月平均給与の計算に関して、今回の3省1市の地方規定には少しずつ違いがある（例えば、上海市の実務では、残業代を月平均給与に算入しない等）。よって、被派遣労働者の経済補償金について、使用者は、それぞれの所在地の地方規定に従って計算を行うことを勧める。

六、まとめ

労務派遣は、当事者が3者となり、2つの法律関係が関わるため、そもそも非常に複雑である。労務派遣に関する規定も具体的とは言えず、労働法の実務の中で

³ なお、「適正ガイドライン」のように労務派遣会社の経営許可証の欠如を理由に被派遣労働者と使用者の間に労働関係を認めてしまうと、突然に書面によらない労働契約関係が生じることになり、二重の労働関係以外の面にも影響が波及してしまう。

⁴ 「上海市人力資源・社会保障局の上海市の労働派遣による労働者の使用に関する若干問題についての意見」には、以下のように規定されている。五、派遣従業員に労災が発生した場合の問題について：派遣従業員が上海市の使

用者方において事故に遭って負傷した場合、労務派遣業者又は省外・市外の労務派遣業者が上海市に設立した分支機構は、登記地区の県の人力資源社会保障行政部門に対して労災認定申請を提出するとともに、労災による労働能力鑑定申請を行って、労災保険給付を受け取る等の労災保険責任を担う。使用者は、労災認定の調査・確認作業に協力するものとし、合わせて国家と上海市の労災保険規定に従って、使用者が支払うべき労災保険給付及び変動費等、労災保険責任を担わなければならない。

は争いの多いトピックであった。よって、「適正ガイドライン」が提案という方式で、使用者及び労務派遣業者の行為の規範化を図ろうと試みていることは、頻繁に発生している労務派遣における様々な不適正な現状を減らすために有益であろう。但し、総じて「適正ガイドライン」は「労務派遣暫定規定」等の規定の重

複と引用部分も多く、具体的な内容を提示するには十分とは言えない。3省1市に多く進出する日本企業としては、今回の「適正ガイドライン」をきっかけに引き続き更なる法制度の整備や法執行の新たな変化について注視していく必要があるといえる。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第14回

～中国における化粧品の表示・広告規制～



弁護士法人大江橋法律事務所

高橋 史

PROFILE

日本では、化粧品の表示・広告については、薬機法、医薬品等適正広告基準などが適用されるが、中国ではどのように規制されているのか、今回は化粧品の効能効果の表示についてご紹介したい。

1. 化粧品分類規則と効能効果表示

中国国内で生産又は販売される化粧品¹（特殊化粧品、普通化粧品）は、化粧品分類規則及び分類目録（2021年5月1日施行、以下「分類目録」という。）に従い、効能効果表示、

作用部位、製品剤型、使用対象群等の項目に応じて分類の上、登記/登録され、化粧品の効能効果には十分な効果がなければならないと規定されている。また、作用部位が「目」または「唇」を含むと宣伝する化粧品は、「目」または「唇」化粧品の安全性および主張効能の要求に従って管理しなければならない。また、「目」または「唇」化粧品の安全性および主張効能の要求に従って管理しなければならない。

効能効果の分類は以下の通りである。

番号	効能類別	解説及び効能効果
A	新効能	以下の規定に含まれない効能
01	染髪	髪の色を変える目的で使用した後、すぐに洗っても元の髪の色に戻らない。
02	パーマ	髪の色を変えし（曲げるか、真っ直ぐに）、相対的な安定性を維持するために使用する。
03	シミ取り 美白	肌の色素沈着を軽減または緩和させることで美白効果を実現する。物理的なカバー（遮蔽）を通じて皮膚の美白効果を実現する。 注：色素沈着によるシミを改善する製品に含まれる
04	日焼止め	特定の紫外線によるダメージから肌や唇を保護するために使用される。 注：乳幼児用の日焼止め化粧品の作用部位は皮膚に限定される
05	抜け毛 予防	抜け毛の改善、軽減に有効である 注：ホルモンの効果を調節する製品と髪の成長を促進する製品は化粧品には含まれない

番号	効能類別	解説及び効能効果
06	ニキビ 予防	ニキビ（ニキビまたは角栓を含む）の発生を減らす、又は遅らせる効果がある。ニキビが発生した後に皮膚を回復する効果がある。 注：ホルモンの影響を調整、殺菌、抗菌、抗炎症の効果を調節する製品は化粧品に含まれない
07	滋養	使用部位に滋養作用を提供する。 注：他の効能を通じて間接的に滋養作用を与える製品はこの類別には含まれない。
08	修復	使用部位を正常な状態で維持する。 注：傷跡、火傷、熱傷、破損、その他の損傷部分に使用されている製品は化粧品に含まれない。
09	洗浄	使用部位の表面から汚れや堆積物を落とす。
10	メイク 落とし	使用部位からメイクアップなど他の化粧品の除去する。
11	保湿	使用部位の水分、油分、その他の成分含有量を補足または強化する。使用部位の水分含有量を維持し、水分の損失を減らす。

¹ 髪染、パーマ、シミ取り・美白・UV・脱毛予防に用いる化粧品及び新たな効能効果を宣伝する化粧品は特殊化粧品（国産・輸入品）に分類され、生産/輸入前に登記しなければならない（登記証有効期間5年）。特殊化粧品

品以外の化粧品（国産・輸入品）を普通化粧品といい、上市販売/輸入前に届出しなければならないとされる。

番号	効能類別	解説及び効能効果
12	美容装飾	美化や装飾などの作用を実現するために、使用部位の外観を一時的に変化させ、洗浄やメイク落としで元の状態に戻ることができる。 注：付け爪や固体的な装飾品（つけまつげなど）などの商品は化粧品に含まれない。
13	芳香	芳香成分を含み、体臭を改善し、香りを加える。
14	除臭	体臭を軽減またはカバーする。 注：微生物の増殖を抑えるだけで消臭する商品は化粧品に含まれない。
15	シワ改善	シワの発生を遅らせ、またはシワを目立たなくする。
16	引き締め	ハリ、弾力をキープする。
17	肌荒改善	皮膚の刺激などの状態を改善する。
18	皮脂コントロール	使用部位の皮脂の分泌と沈着を遅らせ、又は油っぽさを目立たなくする。
19	角質ケア	皮膚角質の剥離や再生を促進する。
20	リフレッシュ	皮膚を乾燥した状態に保ち、皮膚の清涼感を高める。 注：病的な多汗症に対する製品は、化粧品に含まれない。
21	ヘアケア	髪とひげの櫛通りを改善し、静電気を防ぎ、毛髪のツヤを維持・改善させる。
22	切れ毛予防	切れ毛、枝毛を改善または軽減する。髪の強度を維持または強化する。
23	フケ除去	フケの発生を抑える。頭皮や髪に付着するフケを抑える。
24	ヘアカラーケア	カラーリング前後のヘアカラーを長持ちさせる。 注：ヘアカラーを変える製品は、この類別に含まれない。
25	脱毛	体毛の減少または除去に用いる
26	シェービング補助具	髭、毛髪を柔らかくし、膨らませ、シェービング中に肌を滑らかにする。 注：シェービングツールは、化粧品に含まれない。

上記目録は、登記/登録時の製品分類の選択のルールを示すも

のであり（複数選択も可能である）、目録に記載された用語・表現をそのまま用いなければならないものではないが（その意味では表示の具体的な用語・表現を指定するものではない）、登記/届出人は、当該ルールに従って製品分類を選択した上で、「化粧品効能効果表示評価規範」（2021年5月1日施行。以下「評価規範」という）に従って、製品の効能効果表示の内容に応じて、人体効能効果試験、消費者使用テスト、実験室試験、文献資料又は研究データに基づき評価を実施し、資料の提出や評価結果概要の登録・公開をしなければならない²。また、登記/登録済の製品については経過期間中に評価を行い、評価結果により当該製品の名称及び製品標識が示す効能効果表示の内容を証明できない場合には、経過期間満了前に変更申請を行い、製品の実際の属性に基づき製品分類の調整を行い、同時に製品名称又は標識の関連する内容について修正を行わなければならないとされている（表示規範公告及び2022年3月10日付NMPAの化粧品監督管理常見問題解答（三））。

なお、評価結果概要は、NMPAのデータ検索ページ³で登記/届出された製品の基本情報が公開されており、当該ページの付属情報をクリックすると閲覧できる。もっとも、視覚、嗅覚等によって直接識別できる表示（清潔、化粧落とし、美容装飾、芳香、洗浄等）や、簡単な物理的遮蔽、付着、塗布等の方法により効果が発生し、かつ、標識上に明確に物理的作用を持つのみであることの効能効果表示をしている場合には、評価結果の開示は免除されている（評価規範第7条）ため、当該説明をふして評価結果の公開をしていない製品も相当数見られた。

2. 効能効果の違法表示と虚偽宣伝

効能効果の表示や虚偽宣伝とされる用語例については、化粧品管理監督条例の法改正前ではあるが、NMPAが代表例を開示している（2019年12月25日『化粧品に関する違法表示と虚偽宣伝の識別』、但し、これに限定されるものではない。）。

- (1) 絶対的な表現：即効、超強、全方位、特級、換肌（肌を生まれ変わらせる）、シワの除去（シワを完全に除去できる）など。
- (2) 虚偽：天然由来の成分が化粧品成分の一部である場合に「純天然（100%天然）」など

² 化粧品効能効果表示評価規範の概要については、中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務第8回連載を参照されたい。

³ <https://www.nmpa.gov.cn/datasearch/home-index.html?79QlcAyHig6m=1668816635843#category=hzp>

- (3) 誇張：「専門」は専門店や専門的な資格を持っている者が使用するパーマ、カラーリング、ネイルカラーなどの製品に適用できるが、それ以外の製品に使用するのとは誇張の意味を持つ表現に該当する。
- (4) 医療用語、医療的な作用や効果を明示または暗示している語彙・表現：処方、薬用、治療、解毒、抗アレルギー、除菌、シミの除去、傷跡の除去、育毛、脂肪溶解、ダイエットおよび各種皮膚疾患名、各種疾患名など。
- (5) 医学界の著名人の氏名：扁鵲、華佗、張中景、李時珍など。
- (6) 既に承認済みの医薬品名称：膚満霊など。
- (7) 商品の特性と結びつかず、消費者が容易に理解できない表現：解碼（暗号の解説）、デジタル、スマート、赤外線など。
- (8) 低俗的な意味。「裸」は「裸体」の意味で使うと低俗的な意味を持つ表現に当たり、使用できないが、「裸粧（素肌）」等の意味では使用できる。
- (9) 封建的な迷信的用語：鬼、妖精、（八）卦、邪、魂。その他「神」は「神灵」の意味で使うと封建的な迷信に当たるが、「怡神」（例えば、フレグランス）には使用できる。
- (10) 範囲を超えて製品の作用を表示する用語：特殊用途化粧品の作用を表示する場合、「化粧品衛生監督条例」およびその実施規則により許容される範囲を超えてはならない。非特殊用途化粧品は、特殊用途化粧品の作用を表示してはならない。

3. 外資系化粧品会社の処罰事例

(1) ロレアル（中国）有限公司

ロレアル（中国）は、2018年4月及び5月にロレアルパリの公式ウェブサイト（ウェブサイト：www.lorealpairs.com.cn）で「AGE PERFECT RESTORING NOURISHING ESSENCE 30ml」を発売した際、その宣伝ページ上で「肌の乾燥・色素沈着を徹底ケア」、「くすみが薄くなる」等の表示を行っていたが、行政当局の当該商品の届出証書「国産非特殊用途化粧品備案証書」（蘇G粧網備字2014002980）や「成分表」の検証の結果、国産非特殊用途化粧品であり、シミ取りの成分を含んでおらず、また、ロレアル（中国）は、当該製品に合致する効果報告書そのほかの上記宣伝文句の信憑性を証明する証拠資料を提出できなかったとして、広告法第28条違反として広告掲

載停止命令及び罰金約20万元に処せられた。

(2) エスティーローダ（上海）

当事者は、Tmallにおいて「クリニック公式ショップ」（<https://clinique.tmall.com>）と「オリジンズ公式ショップ」（<https://origins.tmall.com>）を運営して、それぞれ「クリニック」「オリジンズ」の化粧品を販売していた。当事者は、2017年2月から2018年3月にかけて、Tmallの「クリニック公式ショップ」において、化粧品「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」を販売しており、商品詳細のページにおいて、「生きたビタミンC、抗酸化、若返り、7日間で肌を明るくてキメを整えて、4週間でニキビ跡や小じわが改善し、12週間で肌を修復し肌の自己治癒力を高める」、「フレッシュプレスト C10 デイリーブースターで、肌の抗酸化力や自己治癒力を高める」との表現を掲載した。

行政当局の検証の結果、当事者は「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」で「4週間でニキビ跡や小じわが改善し、12週間で肌を修復し肌の自己治癒力を高める」の根拠を提供できなかった。また、当事者は、2017年12月4日から2018年4月13日まで、Tmallの「オリジンズ公式ショップ」において、「プラント スクリプション パワフル リフティング クリーム」を販売していたが、商品詳細のページには、「ガーナで発見されたニレは、古くからこの地域の先住民がその樹皮で傷口を癒合している」「Q&A 「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」 よくある質問 Q. 「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」で小じわが改善できるのか？ A. ……シワ取り効果は体質や肌質によって個人差がありますが、使い続けることで効果がよくなります」との表示を掲載していた。行政当局の検証の結果、当事者は、研究者の論文に基づき以上の宣伝内容を編集しており、「プラント スクリプション パワフル リフティング クリーム」で「キズ改善」「シワ改善」の効果を確認する専門機関発行の証明資料を提供することができなかった。以上を理由に、反不正当竞争法第8条違反として、違法行為の停止命令及び40万元の罰金に処せられている。

なお、上記処罰決定に関しては、調査開始は、2018年であるが、処罰決定は2021年に行われている。他にも外資系化粧品会社の処罰例は多数でてきている。特に、化粧品管理監督条例及び評価規範の施行後は、効能効果表示について予め評価結果資料が提出・要旨公開されているため、明らかに違法と解される事例以外にも、根拠資料と異なる/それを超過する効能効果表示を行っている事例についての行政執行が効率化、迅速化されていくものと思われる。

4. 越境EC小売と広告表示・虚偽宣伝

越境EC小売（2018年6部門通知の適用を受けられる形式のもの）による化粧品販売については、基本的には消費者が個人での使用を目的に輸入している商品として取り扱われ、中国語標識についての電子版で閲覧できるようにすればよいが、海外の越境EC小売事業者は、製品品質やリコール等消費者の権権利保護に関わる責任を負うものとされ、越境EC小売が中国の消費者による購入を前提とした制度であり、それを通じて販売している以上は、理論上は、広告法、反不正競争法などの適用はあり得るものと考えられる。また、行政執

行に関しても、例えば、2021年11月に公開されたインターネット広告管理弁法（パブリックコメント募集版）では、11条において、国内に代表処又は支店のない外国の広告主が、越境ECプラットフォームを通じて、又は委託して、越境EC小売輸入商品広告を公布する場合は、広告主は税関申告、支払、物流等を委託する一社の国内の市場主体に書面による委託を行い、広告主としての責任を負わせなければならない、と規定し、広告法が適用されることを前提に、実際の行政取り締まりの対象を特定・管理するための規定を導入しようとしており、今後の動向も注目される。

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

- 1 「中華人民共和国婦女權益保障法」改正
- 2 「個人商工業者發展促進条例」
- 3 「外商投資獎勵產業リスト（2022年版）」
- 4 「新型コロナウイルス感染症予防制御措置の更なる最適化、疫病予防制御作業の科学的・的確な実施に関する通達」

一、公布済の新規法令

1 「中華人民共和国婦女權益保障法」改正

2022年10月30日に、改正婦女權益保障法（以下「改正法」という）が第13期全国人民代表大会常務委員会第37回会議で可決、公布され、2023年1月1日より施行される。今回の改正では、男女平等を基本とした国の方針を全面的に規定している。

改正法の総則では、男女平等を促進し、女性に対するいかなる方式による差別待遇、法に基づく女性の各種権利に対する排除・制限を禁止するために、国として必要な措置を講じる旨を明確にし、また各章において女性の権利及び利益を保障するための具体的な制度や規定が整備されている。日系企業にかかわりが深い労働分野において、特に使用者の立場で注目すべき内容としては、主に以下の内容が挙げられると思われる。

- ① 労働分野における男女差別をなくすために、使用者は、セクハラ予防・禁止のために、関連規則・制度の具備、教育・訓練活動の実施、クレーム・問合せの電話やメールの設置等を含む措置を講じなければならない（改正法第25条）。
- ② 使用者は、定期的に女性従業員のために女性特有の疾病に関する検査その他の健康診断を手配しなければならない（同法第31条）。
- ③ 使用者は、従業員募集・採用の過程において、国の規定で別途定める場合を除き、女性に対して差別的扱いをしてはならず、また女性従業員との労働契約又はサービス協議書に女性従業員に対する特殊保護の条項を入れる必要があり、女性従業員の結婚・出産等を制限する条項を入れてはならないとされている（同法第43条、第44条）。
- ④ 求人募集、採用、昇格、昇級、専門技術の職位、職務の評価、研修、解雇等の過程における使用者の性差別行為について、労働保障監察の範囲に含ませるとされている（同法第49条）。
- ⑤ 女性従業員の出産を保障するために、妊娠中及び法に基づき産休を受けている間に労働契約又はサービス協議が期限満了となった場合、当該労働契約又はサービス協議が自動的に産休満了

までに延長される（ただし、使用者又は女性従業員が法に基づき当該労働契約又はサービス協議を解除・終了する場合を除く）としている（同法第48条）。

⑥ 使用者は国の定年退職制度を実行する時に、性別を理由として女性従業員に対して差別的扱いをしてはならない、とされている（同法第48条）。

⑦ 使用者が上記各条項に違反した場合には法に基づく責任を負うが、改正法では、特に43条、48条の定め違反した場合、人的資源及び社会保障部門は、当該使用者に是正命令を下し、是正が拒まれた又は情状が重い場合、1万元以上5万元以下の罰金を科す旨を定める（同法第83条）。

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2022-10/30/content_5722636.htm

（全国人民代表大会常務委員会2022年10月30日公布、2023年1月1日施行）

2 「個人商工業者發展促進条例」

國務院は2022年10月25日に、「個人商工業者發展促進条例」を公布し、2022年11月1日より施行する。本条例では、個人商工業者に対して平等な市場参入、公平待遇の原則を実行し、個人商工業者の財産権、自主經營權等の合法的權益が法に基づき保護され、いかなる機構及び個人も侵害し又は不法に妨害してはならないと明確にされた。個人商工業者は自ら經營者を変更し、又は企業への組織変更を実施できることになり、經營者を変更する場合、行政登記機關に直接に変更登記を申請することができ、企業への組織変更を実施する場合、法に基づき納付すべき税金を支払い、既存の債権債務を適切に処理しなければならないとされている。更に、本条例によれば、政府及び関連行政部門は、市场主体登記、年次報告サービス、經營場所の供給、資金、財政及び税、金融、社会保障、起業・就労、デジタル化發展、知的財産権保護、經營が困難な事業者への補助・支援等の方面で個人商工業者をサポートするとされている。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/25/content_5721592.htm

（國務院2022年10月25日公布、2022年11月1日施行）

3 「外商投資獎勵產業リスト（2022年版）」

国务院の承認を得て、国家発展改革委員会並びに商務部は、2022年10月28日に「外商投資奨励産業リスト（2022年版）」（以下「2022年版リスト」という）を発表した。2022年版リストは、2023年1月1日からの適用開始となる予定で、同時に現行の2020年版リストは廃止される。

外商投資奨励産業リストは、外国投資家からの投資を歓迎・奨励する分野を明らかにするもので、一般的に中国の当局が外国の技術や知見を吸収し強化したい分野又は未だ十分に発展していないと考える分野が列挙されており、もし該当する分野の外国投資家が中国進出する場合、進出先の地方次第では補助金や減税等の優遇策を享受できる。

2022年版リストは、現行の2020年版の形式に従い、全国向けの全国版奨励リストと中西部、東北地区及び海南省向けの中西部地区版奨励リストに分けて制定されており、全国版が519種類、中西部版が955種類の合計1474種類からなっている。そのうち全国版奨励リストでは今回新たに39種類が追加、85種類が変更され、中西部版では、同じく200種類が追加、82種類が変更されている。今回の更新では、以下の3つが主な変更点として挙げられる。

- ① 引き続き最先端の製造業やハイテク分野への外資導入を積極的に奨励し、産業チェーン・サプライチェーンのレベルアップや技術革新やアップグレードを目指している。
- ② 引き続き現代サービス業への外資導入を奨励し、サービス業の質の向上やサービス業と製造業の融合発展を重点的に取り上げる。
- ③ 引き続き中西部地区及び東北地区の優勢産業への外資導入を積極的に奨励し、地域の特性を踏まえた成長と発展が急務な産業分野の新規追加が目立つ。

更に外商投資奨励リストに記載された業界に進出する場合、以下3つの優遇措置を受けることができる。

- ① 投資総額内で輸入される自社用設備について関税が免除される（国の規定によって免税されない製品を除く）
- ② 用地における奨励類工業プロジェクトに対して土地を優先的に供給される。
- ③ 西部地区及び海南省における奨励類の産業に投資する場合に、更に企業所得税の15%の軽減税率の優遇を受ける。

URL

:

<http://www.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwrcw/202210/20221003363087.shtml>

（国家発展改革委員会及び商務部2022年10月28日公布、2023年1月1日施行）

4 「新型コロナ感染症予防制御措置の更なる最適化、疫病予防制御作業の科学的・的確な実施に関する通達」

国务院新型コロナ共同予防抑制メカニズム総合チームは、2022年11月11日に、新型コロナ感染症予防制御措置をさらに最適化するための計20項目の具体的施策を定める通達を発表した。主な内容として、以下のものが挙げられる。

- ① 濃厚接触者に対して、従前の「7日間集中隔离+3日間在宅健康管理」を「5日間集中隔离+3日間在宅健康管理」に変更し、その間はQRコードで管理し、外出不可とする。集中隔离の1日目、2日目、3日目、5日目及び在宅健康管理の1日目、3日目にそれぞれ一回のPCR検査を実施する。
- ② 二次接触者の判定を設けない。
- ③ 高リスク地域の人については、「7日間集中隔离」から「7日間在宅隔離」に変更し、その間にQRコードで管理し、外出不可とする。在宅隔離の1日目、3日目、5日目、7日目にそれぞれ一回のPCR検査を実施する。
- ④ リスク地域の区分について「高・中・低」の3種類を「高・低」の2種類に調整し、管理される対象者を極力限定する。高リスク地域に5日間連続で新たな感染者が発見されていない限り、低リスク地域に格下げをする。
- ⑤ クローズドループで作業を終了した高リスク職種の従業員について、「7日間集中隔离または7日間在宅隔離」を「5日間在宅健康管理」に変更し、その間にQRコードで管理し、外出する必要がある場合は、人が集まっている公共場所を避けて、公共交通機関を利用しないようにすると求める。
- ⑥ 原則上、行政区域における全員に対するスクリーニング検査をしない。
- ⑦ 入国するフライトのサーキットブレーカー制度を廃止し、搭乗前48時間以内に2回PCR検査陰性の要件を、搭乗前48時間以内に1回PCR検査陰性に変更する。
- ⑧ 入国する重要なビジネスマンやスポーツチームは、隔離のないクローズドループ管理（バブル方式）にて、ビジネス、トレーニング、競技活動を行い、当該期間は健康コードによる管理を行い、管理区域からの外出は不可とする。
- ⑨ 入国者に対して、「7日間集中隔离+3日間在宅健康管理」から「5日間集中隔离+3日間の在宅隔離」に変更し、この間にQRコードで管理し、外出不可とする。最初の入国地での隔離終了後、入国者は目的地での隔離を再度行わない。PCR検査は、

集中隔离の1日目、2日目、3日目、5日目と在宅隔離の1日目、3日目にそれぞれ一回実施する。

上記の内容以外、医療資源の建設、新型コロナワクチンの接種、新型コロナ治療用の医薬品の貯蔵、重要な組織機構や重要な人的グループに対する重点的保護の強化等も本通達にて発表された。

URL : http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/11/content_5726122.htm

(国务院新型コロナ共同予防抑制メカニズム総合チーム2022年11月11日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国では今なおゼロコロナ政策が継続しており、特に上海ではロックダウンの後、無料のPCR検査場がいたる所に設置され、少なくとも3日に1回はPCR検査を受けなければならない。PCR検査といっても口の中を綿棒で数回こするだけの簡単な検査である。PCR検査を受けたかどうか、またその結果がどうであったかはスマホのアプリによって管理されている。その結果は健康コードと呼ばれるQRコードで緑・黄・赤として反映され、地下鉄などの公共交通機関を利用する場合や、ビルやお店に入ったりする場合には、そのQRコードが緑であることを係員に示す必要がある。

先日の月曜日の午前8時過ぎ、地下鉄の駅の改札口で係員に健康コードを見せたところ、係員が突然慌てだした。よく見ると私のスマホの健康コードが黄色になっているではないか。係員から「壁の方に離れろ、そして動くな」と言われ、改札から離れた端っこの方にポツンと立たされたのだが、気の毒なのは他の通勤客である。私のためにその改札口は突然封鎖され、係員から他の改札口を利用するよう言われている。当然のことながら、通勤客はなぜだと係員に詰め寄るが、係員が私の方をちらちら見るので、通勤客はあいつのせいかと私を睨んでいる。ラッシュアワーに大変申し訳ない気持ちでいっぱいであった。

5分ほど待っていると、防護服を来た係員がやってきて、臨時隔離所という地下鉄の駅構内の一角に設けられた場所に私を連れて行き、そこで私に防護服を着るように言う。奇しくもその日は10月31日のハロウィンであったが、まさ

か自分が防護服を着ることになるとは夢にも思わなかった。

防護服を着た後、抗原検査を実施し、その結果が陰性だと判明したため、晴れてすぐに解放となったのだが、係員から最寄りのPCR検査に行くよう指示され、その結果が出るまでは自宅で待機するよう言われた。PCR検査の結果が出ればその日のうちに健康コードが緑になるかと思ったが、3日間連続でPCR検査を受け、その結果がすべて陰性であってはじめて緑になるとのことで、結局3日間も自宅待機を余儀なくされた。

なぜ黄色になったのか、それは土曜日に昆山という近郊にゴルフに出かけたのだが、上海に戻った場合には3日連続でPCR検査を受ける必要があるところ、翌日の日曜日にその検査を受けなかったことが原因のようであった。自業自得であるが、天網恢恢疎にして漏らさず、デジタル管理により誰がいつPCR検査を受けたのかはすべて記録されており、受けなかった場合には健康コードが黄色になり、社会的な活動が不自由になるという制裁がある。できる限り毎日PCR検査を受けようと固く決意している今日この頃である。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナー及び執筆のご紹介

1 近時行われたセミナー

テーマ：中国データ関連三法に関する最新動向と今後の展望
データの越境移転を中心にー

日時：2022年10月17日

講演者：松本 亮

主催：株式会社インターネットイニシアティブ

テーマ：中国事業のコンプライアンス・プログラム ～近
時の事業環境変化に伴う課題と対応～

日時：2022年10月20日

講演者：松井 衡

主催：株式会社FRONTEO

テーマ：中国における債権保全・債権回収

日時：2022年10月26日

講演者：松本 亮

主催：利墨（上海）商務信息諮詢有限公司
（リスクモンスターチャイナ）

テーマ：中国データ規制～動き始めた中国のデータ越境規
制とその対応～【ビジネスパーソンのための法律
入門】

日時：2022年11月10日（収録）

講演者：竹田 昌史

主催：Business & Law 合同会社

URL：<https://businessandlaw.jp/seminar/k171305826/>

テーマ：日本の倒産制度の概要

日時：11月18日13時～15時（中国時間）

講演者：松本 亮

主催：上海市律師協会（中国律師向け）

2 今後行われるセミナー

テーマ：日本と異なる中国における「契約」の特徴

日時：12月1日15時～16時30分（中国時間）

講演者：松本 亮

主催：PERSOLKELLY Consulting

テーマ：対中貿易における経済安全保障について

日時：2022年12月2日（金）15時～17時（日本時間）

講演者：藤本 豪

主催：一般社団法人日中経済貿易センター

テーマ：中国ライフサイエンス～中国薬事改正アッ
デートと中国の化粧品効能表示・誇大広告規制について

日時：2022年12月9日（金）15時～16時（日本時間）

講演者：高槻 史

主催：弁護士法人大江橋法律事務所

3 執筆情報

テーマ：中国独占禁止法改正の概要について

著者：松本 亮

掲載誌：JCC Monthly 2022.11月号No.265

（一般社団法人日中経済貿易センター機関誌）

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。